

ジャニーズ事務所、補償問題をどうする？



ジャニーズ事務所の補償問題

ジャニー喜多川氏の性加害の問題で、株式会社ジャニーズ事務所は、マネジメント事業やファンクラブ事業を別会社に移管させた上で、被害者への補償を行うだけの会社となり、補償の完了後は廃業する方針だと報じられました。

遅きに失した感はあるものの、被害者の救済に向けて動き出したことは大変良いことです。ただ、企業法務弁護士としては、この補償スキームをどう設計するか、ということが気になってしょうがありません。色々と考えていくと、中々悩ましい問題があり、他人事ながら、うまく進むんだろうかと心配になります。そこで、今回のニュースレターでは、ジャニーズ補償スキームの悩ましいところについて、私の考えを説明したいと思います。

事業移転対価をどうする？

補償スキームには、いわゆる第二

会社方式が用いられるといわれています。ジャニーズ事務所から、マネジメント事業やファンクラブ事業等を切り出して新会社に移転させて、補償の原資となる資産と補償債務をジャニーズ事務所に残すという方式です。新会社は、いわば事業を買い取るわけですから、当然のことながら対価を支払う必要があります（ジャニーズ事務所関係者とは無関係のスポンサーがつくのでしょう。）。



そのためには、マネジメント事業等の価値を算定しなければなりません。

んが、どう算定するかが大変難しくそうです。というのも、ジャニーズの事業は、所属するタレントの魅力こそが収益力の根源なので、タレントが流出したり、不祥事によって好感度が下がってしまったりしたら、収益力が激減してしまうわけです。実際、岡田准一さんが11月末日をもって退所するようですし、事務所を通さずにスポンサーと直接契約するタレントもいるようです。

また、これとは別の話として、新会社の社長になる予定の東山さんが、数十年前にジャニー氏の性加害の「共犯」であったというような報道がされており、これが事実だとすれば、新会社の事業も再起不能レベルのダメージを受けるでしょう。このような状況で、事業価値を正確に評価して、事業移転対価を決定するのは非常に難しくそうです。ジャニーズ事務所とは無関係のスポンサーが現れるのかとすら心配になってきます。

補償金額をどうする？

報道によれば、ジャニーズ事務所は、元裁判官の弁護士3名からなる委員会を構成し、この委員会で、被害の認定と補償金額を決定することです。古いものでは何十年も前の被害であり、また、物的証拠も残っていませんので、被害の認定は、ジャニーズ事務所への在籍が確認できれば、本人の申告に基づいて行うしかないのだと思います。体験入会(?)などで正式には在籍していない場合は認定が難しくなると思いますが、ある程度合理的な申告があれば、広めに被害を認定していくことになるでしょう。



問題は、補償金額の決定です。一般論として、日本の裁判実務においては、慰謝料の認定額は低く、悪質な性加害の事例であっても、慰謝料額は数百万円の下の方程度の認定しかされないことがあります。本件に関しましては、事務所側は法を超えた賠償をするとのことなので、過去の裁判実務における水準を超えた額の賠償をする予定なのでしょう。ただ、被害者や世間が相当と考える水準にまで到達しない可能性もあるので、今後、賠償額を巡って一悶着あることは確実でしょう。

また、補償額は、全被害者一律ではなく、被害の内容、程度、継

続性によって変わってくるでしょう。そうでないと、より重大な被害を受けた方は納得しないと思います。被害者数は数百人にも上ると言われていますから、きめ細かく金額を算定していくことは不可能です。そこで、一定の基準を作ることになると思われますが、その基準をどう作るかはとても悩ましい問題だと思えます。

結局、全ての被害者が納得する形で解決するのは難しく、少なくとも件数が、司法の場へと持ち込まれるのではないかと予想します。

出口はどうなる？

現在のジャニーズ事務所は、補償が完了した時点で廃業（清算）させる予定とのこと。ジャニーズ事務所は、全ての被害者に十分に補償したとしても（かなり多めに見積もって被害者1000人に平均1000万円の補償をしたとしても100億円）、余りあるほどの資産を持っていると思われるので、被害者が補償を受けられないということはないと思われます。

ジャニーズ事務所を清算すると、残った会社の資産は100%株主のジュリー氏が取得することになります。問題は、廃業（清算）によりジュリー氏に発生する相続税です。ジュリー氏は、事業承継税制を利用して多額の相続税（一部報道によれば860億円）の支払猶予を受けているとのことですが、廃業した場合にはこの猶予の措置が取り消されることになり、どの時点で相続税を算定するかが大きな問題となります。相続発生時（2021年）と補償完了時点で

の会社の価値は全く異なりますから、相続発生時の評価額に基づく相続税を負担させるのは余りにも気の毒です。

さすがにこの問題点には解決策が設けられており、経営環境の変化により株価が下落したと認められる場合には、廃業時の株価を基に納税額を算定することとされています。本件でも、おそらくは、廃業時の株価を基にジュリー氏の相続税額が算定されることになるでしょう。ですので、廃業後にジュリー氏が生活に困るということはないのだと思います（それはそれで、マスコミが面白おかしく騒ぎ立てるかもしれませんが）。



古瀬経営法律事務所

TEL:011-213-1723

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327番地27 ジュピタープレイス2階
地下鉄をご利用の場合：地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口から南へ徒歩3分

<https://kose->古瀬経営法律事務所

検索

営業時間
平日9時～18時

